

I 合理的配慮助成金事業

1 目的【変更なし】

令和元年度の滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行に合わせて、事業者等が合理的配慮の提供を行うための必要な費用について、予算の範囲内において助成金を交付するものである。

2 事業内容【変更なし】

事業所が筆談ボードやスロープ等を設置するなど、合理的な配慮のための取組を行う場合において、当該費用を助成する。

3 補助金交付先【変更なし】

- (1) 滋賀県内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行う事業者
- (2) 自治会（同一地域の居住者が、当該居住者の共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織をいう。）
- (3) その他知事が特に必要と認める団体

4 補助率

- (1) 現 行：1/2以内

①コミュニケーションツール作成費【R1（定額）→R2～（1/2以内）】

②物品購入費【R1（定額）→R2～（1/2以内）】

③**工事施工費【R2～（1/2以内）→R8（定額）】**

④研修等開催費【R4～（1/2以内）】

- (2) 変更案：**工事施工費のうち、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の特定施設の対象とならない小規模な事業所（飲食店など）に限り定額とする。**



■令和8年度に限りモデル的に工事施工のうち、飲食店など小規模な事業所を対象として、補助率を1/2以内から定額に変更

5 予算額：1,500千円

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活し、完全参加と平等を享受できる社会こそが私たちが目指すべき社会です。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが社会に積極的に関わるとともに、県、県民および事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める必要があります。

このため、滋賀県は平成6年10月に「**滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例**」を制定しました。

さらに、条例制定後の少子高齢化の進展、障害者・高齢者等の社会参加意識の高まりなどの社会情勢の変化や、ユニバーサルデザインへの関心の高まり等を踏まえ、平成16年8月、内容を大幅に見直し、「**だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例**」として改正しました。

だれにとっても暮らしやすい社会の実現のために

だれもが地域で安心して生活を営むために大切なことは、一人ひとりが尊重され、互いを思いやる心を持つことです。

生活を営むうえで行動範囲が広がっていくことは、心豊かな生活につながります。このため、多数の人が利用する施設や、道路、駅などをだれもが利用できるようにする必要があります。

福祉用具や使いやすい物品は、生活の質の向上や社会参加に必要なものです。このため、利用者の視点に立った福祉用具や、だれもが使いやすい物品の開発や普及を進める必要があります。

住み慣れた地域社会でいきいき生活するためには、必要な情報がだれでも手に入れることができるようにする必要があります。

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、県、県民および事業者などが一体となってだれもが暮らしやすい社会の実現を目指します。

ユニバーサルデザインとは

すべての人が、またどのような状態の時でも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。

だれもが安心して施設を利用するため 整備する前に届出が必要です

■ 公益的施設等

多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設です。
高齢者、障害のある人をはじめだれもが安全かつ快適に利用できるように配慮することが求められています。

■ 特定施設

公益的施設等のうち一定規模以上のもので、整備基準に基づいて整備することが求められています。新築や改築などを行う前に届出が必要です。

■ 公益的施設等と特定施設の一覧

区 分	公 益 的 施 設	特 定 施 設	
建 築 物	病院・診療所など	すべてのもの	
	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設など		
	社会福祉施設（上記を除く）		
	公会堂・集会場		
	図書館・博物館など		
	金融機関など（銀行、信用金庫、農協など）		
	郵便局		
	公益事業（電気、ガス、電話事業）の事務所		
	劇場・映画館など		
	公衆便所		
	火葬場		
	学校、専修学校、各種学校など		
	官公庁舎など		
	工場		見学施設を有するもの
	コンビニエンスストア		用途面積が100㎡超のもの
	自動車教習所、学習塾など		用途面積が200㎡超のもの
	購買施設など（百貨店、マーケットなど）		
	サービス施設（理容所、旅行代理店など）		
	飲食店、キャバレー、料理店など		用途面積が300㎡超のもの
	公衆浴場		
	体育館、ボウリング場など		用途面積が1,000㎡超のもの
	ホテル、旅館など		
展示場			
遊技場			
自動車車庫			
事務所	法律事務所などで用途面積が3,000㎡超のもの		
共同住宅、寄宿舎、下宿	戸数が50戸超または用途面積が2,000㎡超のもの		
複合用途施設（2以上の用途に供する建築物）	用途面積が1,000㎡超のもの		
道 路	国道、県道、市町村道	すべてのもの	
公 園	都市公園、植物園、遊園地、社寺・史跡など		
駐 車 場	路外駐車場	駐車部分が500㎡以上のもの	
公 共 交 通 機 関 の 施 設	駅の施設 港湾の施設	すべてのもの	

令和8年度の県予算案（共生社会づくり条例関連）の概要

Ⅱ 普及啓発事業

1 出前講座

- (1) 障害当事者や専門家を講師派遣
県内の小中学校、企業、同業者団体、警察等
- (2) 予算額：319千円

2 共生社会の理念の浸透に向けた啓発事業【知的・発達障害疑似体験研修】

- (1) 県手をつなぐ育成会に委託（びわこめだか隊）
- (2) 予算額：1,200千円

3 条例啓発資材作成事業【新規】

(1) 事業背景

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下「共生条例」という。）の施行から6年が経過するが、未だに車いす利用を理由に入店を拒否されるといった事案がある。

一方で、令和7年度に関係団体等に対し共生条例に関するアンケートを実施したところ、「『合理的配慮』という言葉の意味合いが難しい、事例などを示してかみ砕いた説明で身近に感じられるとよい。」といった意見があったもの。

(2) 目的

障害当事者団体と連携し、小学4年生くらいが理解可能な合理的配慮の好事例など具体的な提供方法や事例をまとめた、紙配布、WEB、SNS等でも周知できる啓発資材を作成する。

啓発資料の作成にあたり、障害者当事者団体に事例収集を依頼するとともに、有識者等からの助言を受け、資料への掲載記事を検討することとする。

(3) 予算額：568千円



Ⅲ 地域アドボケーター研修事業【新規】

1 概要

障害の社会モデルの視点や具体的な解決方法を考える力を養うため、ワークショップ形式によりファシリテーターとともに課題の分析や議論をしながら障害についての対話を進める障害平等研修（DET研修）を新たに実施する。

2 予算額：160千円